

各都道府県財政担当部長  
各都道府県契約担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各指定都市財政担当局長  
各指定都市契約担当局長 } 殿

総務省自治行政局行政課長  
( 公 印 省 略 )

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁について (通知)

2024 年の春季労使交渉では、賃上げ率は 33 年ぶりの高水準となりましたが、この流れを継続・拡大し、物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及・定着させるためには、特に、企業数の 99%以上、従業者数の 70%近くを占める中小企業において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながる必要があります。

このため、地方公共団体の公共調達については、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について (通知)」(令和 6 年 1 月 12 日付け総行行第 23 号総務省自治行政局行政課長通知) 及び「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」(令和 6 年 4 月 19 日付け総行行第 200 号総務省自治行政局長通知) 等において、地方公共団体に対し、

- ・ 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成
- ・ 最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施

等の適切な対策を講ずるよう助言してきたところです。

令和 6 年 12 月 17 日に成立した令和 6 年度補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (以下「重点支援地方交付金」という。) が 1 兆 908 億円 (低所得世帯支援枠 : 4,908 億円、推奨事業メニュー分 : 6,000 億円) 追加計上されました。この重点支援地方交付金は、交付金による支援の効果が物価高騰の影響を受けた生活者等に直接的に及ぶ事業であれば、例えば契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務単価等の価格変動が生じた場合における、契約金額の変更や受託事業者への支援などが対象とされていましたが、本補正予算の成立を受け、地方公共団体発注の公共調達における労務費 (実質的な賃上げにつながるもの) を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能であるとされたところです。

どのような場合に重点支援地方交付金が活用可能であるかについては、「令和 6 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (低所得世帯支援枠・推奨事業メニュー) Q&A」(令和 6 年 12 月 17 日付け内閣府地方創生推進室事務連絡) が公表され、別添のとおり示されましたので、貴職におかれましては、重点支援地方交付金の活用についてもご検討いただき、地方公共団体の

公共調達において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を図るようお願い  
します。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願いま  
す。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な  
助言であることを申し添えます。

## 令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

(低所得世帯支援枠・推奨事業メニュー)

地方公共団体職員向け Q&amp;A (第1版/令和6年12月17日)

## 【抜粋】

2-29 物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費等について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することは可能か。

令和6年度補正予算においては、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化にも活用できることとしたところであり、地方公共団体が行う行政サービスや公共施設の整備等の公共調達において、物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象とすることとしている。

例えば、地方公共団体の発注事業や入札不調の際に再入札する場合、あるいは契約変更に際しての価格転嫁分の調達価格について、実質的に賃上げにつながると認められる場合などにおいて、当該労務費に対して充当することは可能。その際には、当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求めるなどにより対応することが求められる。

また、物価高騰対応と関連するもので、地方公共団体が発注する公共施設の整備等において労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁分となる費用は施設の用途によらず対象となる。

# 「重点支援地方交付金」(令和6年度補正予算)を活用した 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進について

内閣府地方創生推進室  
総務省自治行政局

- 重点支援地方交付金は、地方公共団体が、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じて、きめ細かに支援を実施する事業に活用されています。
- 令和6年11月の経済対策において、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のために活用いただけることとなりました。

## 趣旨

- 物価高騰に直面する地域の課題
  - ✓ 地域経済を支える中小企業の賃上げが重要
  - ✓ 地方公共団体における入札不調が増加



- 行政が率先した価格転嫁の促進が不可欠
  - 地方公共団体が行う公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進
  - 地域の中小企業の賃上げ原資を確保
  - 国として、実質的な賃上げにつながる価格転嫁分を支援

- 全国に価格転嫁の動きを波及

- 地域の中小企業における賃上げの機運を醸成
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現



## 重点支援地方交付金の活用方法

- 対象とする事業
  - ・ 地方公共団体が行う行政サービス、公共施設の整備等の公共調達
- 対象とする費用
  - ・ 物価高騰への対応を目的とした、労務費を含めた調達価格の価格転嫁分(実質的な賃上げにつながるもの)
- 具体的な取組みのイメージ
  - ・ 公共調達の入札・再入札や、契約変更において、当初の予算で想定していなかった労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分を上乗せ
  - ・ 価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できる書類の提出を求める

### 活用にあたっての留意点

- ※官公需法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針～取引適正化・価格転嫁促進に向けて～」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)等を踏まえ、円滑な価格の設定や価格転嫁となるよう留意願います。
- ※事業終了後に地方公共団体において効果検証を実施するとともに、国としても効果検証を実施することに留意願います。